

【アメリカ】イラン制裁大統領令

核開発を進めるイランへの制裁措置の一環として、オバマ大統領は、イラン政府及びイランの金融機関の資産を凍結する大統領令第 13599 号を 2012 年 2 月 5 日に制定し、2 月 6 日から実施した。イランへの制裁としては、既に 2011 年 12 月 31 日に成立した 2012 年度国防授權法(P.L.112-81)第 1245 条等の規定により、イラン中央銀行と取引金融機関に対して金融機関の本国がイラン産原油の購入を相当量減少させない場合に米国の金融機関との取引を禁止するなどの措置が実施されている。この大統領令は、これをさらに強化するものである。米国内に存在する又は今後存在することになるイラン政府及び中央銀行その他の金融機関の資産、米国人の所有又は管理するこれらの資産等は凍結され、取引等が禁止される。また、資産等が凍結された者のために活動する者の資産も凍結することができるとされる。連邦議会では、イランへの一層の制裁を課す法案の審議も行われている。

(海外立法情報課・廣瀬 淳子)

【アメリカ】給与税減税延長法成立

給与税の減税を 2012 年 12 月 31 日まで延長する法律が、2 月 22 日に成立した(P.L.112-96)。給与税(日本の社会保険料等に相当)は、2010 年 12 月に成立した減税・失業保険再授權・雇用創出法(P.L.111-312)により 2011 年末までの期限付きで 6.2%から 4.2%に減税され、2011 年 12 月 23 日に、2012 年 2 月 29 日までの 2 か月の暫定延長法(P.L.112-78)が成立していた。今回の法律には給与税減税のほかに、長期失業者に対する失業給付を 2012 年 12 月 31 日まで延長し、長期失業給付の最長給付期間を 99 週から 73 週に短縮し、高齢者向け医療保険のメディケアの医師への現行支払率を 2012 年末まで延長し、連邦政府による福祉政策の中心をなしている貧困家庭向け一時扶助プログラム(TANF)を同年 9 月 30 日まで延長する等の条項も含まれている。給与税減税は 933 億ドル、失業給付の延長等には 483 億ドルの予算が必要とされる。

(海外立法情報課・廣瀬 淳子)

【アメリカ】GPS による尾行に関する連邦最高裁違憲判決

2012 年 1 月 23 日、連邦最高裁は、連邦捜査局 (FBI) による、GPS を用いた被疑者の捜査を違憲とする判決を下した (United States v. Jones, 132 S. Ct. 945)。補足意見があったものの、判決は全員一致であった。FBI は人や自動車を用いた令状なしの通常の被疑者の尾行の代わりに、被疑者の車両に 28 日間の長期に渡り、GPS を設置した。このように長期的に車両の動きを事細かに監視し、記録することは犯罪捜査として社会が予期するものでなく、合衆国憲法修正第 4 条が禁止する不合理な「搜索」に該当するというのが、判決の多数意見である。また、昨今はこのような国家権力による侵害だけでなくインターネット上での企業による情報収集等、プライバシーの侵害のおそれの急激な高まりについて言及する個別意見も出た。GPS 利用に常に令状が必要とされるかの言及はなかったが、2005 年の同じ被疑者の車両への GPS 設置にあたっては、FBI は令状を取得していた。

(海外立法情報課・井樋 三枝子)

【アメリカ】カリフォルニア州同性婚禁止法連邦高裁違憲判決

2012年2月7日、連邦第9巡回控訴裁は、判事3人の合議により、カリフォルニア州の州民投票により制定された実質的に同性婚を禁止する法律が合衆国憲法第14条修正法の前の平等に違反すると決定した(Perry v. Brown)。その理由は、当該法律が同州における同性愛者の人間の尊厳と地位を害し、同性カップルとその家族を公的に異性カップルに劣後させるものであるとしている。同性婚禁止法案の州民投票提案者である敗訴側は、連邦最高裁への上告を行うこともできたが、同月21日に、同裁判所全判事による再審理を求めた。この訴訟が2012年11月の大統領選挙前に連邦最高裁で審理される見込みはなくなったが、連邦控訴裁による再審理の結果、敗訴した側は、最終的に連邦最高裁への上告を行うことができるため、いずれにせよ連邦最高裁への上告があると予想されている。ただし、連邦最高裁への上告は、最高裁判事9人中4人の賛成が必要な裁量上訴である。

(海外立法情報課・井樋 三枝子)

【EU】欧州原子力共同体の枠組み計画(2012～2013)

欧州連合では、2012年から2013年の原子力研究及び研修活動のための欧州原子力共同体(EURATOM)の枠組み計画に関する理事会決定を2011年12月19日に採択し、2012年2月21日に施行した。これは、原子力利用推進のEURATOM第7次枠組み計画(2007年～2011年)の期限が切れるために、次の期間について定めるもので、次の3つの理事会決定からなる。第1の決定(2012/93/Euratom)は、2012年から2013年までの2年間についての活動の枠組みとその目的及び根拠並びにその予算として最大で約25.6億ユーロを規定している。この枠組み計画実施の内訳は、第2の決定(2012/94/Euratom)で、資金供給を基本とする間接的活動による核融合エネルギー研究(約22.1億ユーロ)及び核分裂・安全性・放射線防護(約1.2億ユーロ)の活動を、第3の決定(2012/95/Euratom)で、核廃棄物管理、環境への影響、安全性等の分野における共同研究センターでの直接的な研究活動(約2.3億ユーロ)を規定している。

(海外立法情報調査室・植月 献二)

【EU】食品の栄養/健康強調表示規則の改正案への反対意見を採択: 欧州議会

欧州委員会は、食品の栄養及び健康強調表示に関する欧州議会・理事会規則((EC)No 1924/2006)の附表を改正し、砂糖、食塩、脂肪等が以前の同じ製品と比較して少ないものを強調して表示する場合に、例えば15% less sugar等の表示を許可する案を策定した。同規則は、附表の改正に「審査を伴う規制手続」の適用を規定している(植月献二「リスボン条約後のコミットロジー手続」本誌249号, 2011.9.を参照)。この手続では、欧州委員会が実施規則案を所定の手続により策定し、欧州議会又は理事会に提出後3か月以内に反対意見がなければ同委員会がこの実施規則案を採択できる。しかし、欧州議会は、2012年2月2日、これに対する反対意見の決議を採択した(賛成393、反対161、棄権21)。理由は、類似製品より30%少ない場合の表示であるreduced sugar等との比較が困難で、消費者の判断を誤らせるおそれがあり、規則本来の目的及び内容に反するというものであった。同手続の規定によれば、この改正案は廃案となる。

(海外立法情報調査室・植月 献二)

【EU】 欧州水域の水質改善強化の提案

欧州委員会は、2012年1月31日、欧州連合のすべての水域を2015年までに良好な水質状態にするための「水政策分野の活動枠組み指令（2000/60/EC）」及び「環境基準に関する指令（2008/105/EC）」を改正する指令の提案を行った（COM(2011)876 final）。枠組み指令の附表Xには、特に有害な化学物質33種類が一覧化されており、そのうち20種類が特に毒性の高い物質に指定されている。同枠組み指令第16条の規定は4年ごとにその見直しを求めており、欧州委員会は、専門家による2,000種類の農薬、薬品、工業用化学薬品等の見直しを行い、評価報告書（COM(2011) 875 final）をとりまとめた。これに基づき、内分泌系統をかく乱し、又は魚類の繁殖に害となるおそれがあるとする経口避妊薬、更年期障害治療薬に使用されている物質等を含む15の物質を附表Xに加えるほか、環境基準の改正等を行う指令を提案した。今後、欧州議会及び理事会で同案の通常立法手続による審議が始まる（2011/429(COD)）。

（海外立法情報調査室・植月 献二）

【EU】 個人情報保護の強化に関する提案

欧州連合（EU）では、1995年にデータ保護指令（95/46/EC）が制定され、個人情報の保護が図られたが、その後の情報環境の変化等により、加盟各国の法の整合性が確保されず、個人情報に十分保護されない状況が生じた。また、2009年にリスボン条約が発効し、個人情報保護違反の犯罪に関する警察・刑事司法協力についても、指令により定めることが可能となった。このため、欧州委員会は、2012年1月25日、1995年の指令の包括的な改正を提案した。この提案は、個人情報の保護のための一般的枠組を定める規則案及び犯罪の防止、捜査又は訴追のために処理される個人情報の保護に関する指令案から成る。規則案は、個人情報を扱う事業者の責任の強化、個人による個人情報削除に対する権利の強化、EU域外で処理される個人情報へのEU法の適用、加盟国の情報保護機関の権限の強化等について、また、指令案は、個人情報の保護に関する警察・刑事司法協力の一般原則等について定めるものである。

（海外立法情報調査室・矢部 明宏）

【EU】 原発のストレステストの状況

欧州連合では、我が国における2011年の3重の大災害（地震、津波、原発事故）の発生を受け、原発を保有する加盟15か国（廃炉中のリトアニアを含む）が参加して、原発のストレステストを開始し、同年11月に中間報告を公表した（本誌第250-1号、p.26参照）。ストレステストは、第1段階（加盟国規制機関による自国原発の評価）、第2段階（同機関による欧州委員会への最終報告書の提出）、第3段階（多国籍の専門家チームによる検証）に分かれ、2012年1月に開始された第3段階では、専門家チームにより、各国の報告書の分析、必要な場合の現地調査等が行われている。各国の原子力規制機関の専門家及び欧州委員会の代表から成る専門家チームは、国別の6班に分かれる。専門家が他国の原発を検査し、多数決による裁決を行わないことで、ストレステストの客観性を確保し、また、反対意見を最終報告書で公表し、透明性を確保する。ストレステストの結果は、同年6月に欧州理事会に提出される。

（海外立法情報調査室・矢部 明宏）

【イギリス】2012年(改正)付加価値税規則の制定

2012年1月9日、2012年(改正)付加価値税規則(S.I. 2012/33)が制定された。同規則は、付加価値税の電子申告義務者の範囲を拡大することを目的として、1995年付加価値税規則(S.I. 1995/2518)を改正するものである。イギリスでは2000年代前半から納税事務にオンライン手続の導入が進められ、出納長官の委嘱を受けた上院議員のカーター・オブ・コールズ卿が2006年3月に提出した「内国歳入関税庁のオンライン事務に関する検討」は、付加価値税、法人税、源泉徴収等のオンライン申告を段階的に義務付けるように勧告していた。これに基づき、付加価値税については、年間売上高10万ポンド以上の付加価値税登録事業者及び2010年4月以降の新規付加価値税登録事業者に対し、2010年4月から電子申告が義務付けられていた。今回の規則は、その最終段階として、原則的にすべての付加価値税納税義務者に対して付加価値税の電子申告を義務付けるものである。この規則は、2012年4月1日から施行される。(海外立法情報調査室・河島 太郎)

【フランス】河川水運の利用推進

フランスは、ヨーロッパ諸国で最長となる総延長約8,500kmの河川水運網を有しており、今後、環境保護政策の一環として、河川水運の利用を推進する方針である。しかし、水運網の維持管理は十分とは言えず、現代的な輸送事業に対応できるのは、全体の3分の1程度である。この状況を改善するために、フランス水運に関する2012年1月24日の法律第2012-77号が制定された。主要な規定は、水運の管理機関である「フランス水運(Voies navigables de France : VNF)」の改組及び権限拡大である。VNFの職員の大部分は、VNFを所管する環境・持続可能開発・運輸・住宅省の職員であり、VNFには、人事監督権がなかった。今後はVNFの長官が全職員の人事監督権を有するようになる。また、VNFは、従来の水運管理業務に加えて、水力エネルギー利用、地方の水運発展への協力、湿地帯の保護、洪水の予防、水運に関連する遺産の保存、河川を利用した観光の振興等に関する業務も行う。VNFの改組は、2013年1月1日に実施される。(海外立法情報課・服部 有希)

【フランス】スポーツ倫理法の制定

プロ化、メディアにおける取扱いの拡大等に伴うスポーツの急速な発展に応じたスポーツ倫理の強化を目的として、スポーツ倫理及びスポーツ選手の権利の強化のための2012年2月1日の法律第2012-158号が制定された。これは、主にスポーツ法典を改正し、次のような規定を定めるものである。今後、国の認可を受けた各スポーツ連盟は、倫理憲章の作成を義務づけられる。また、競技会等に参加するスポーツ団体の行政上、法律上、財政上の統制を行うスポーツ連盟の下部組織の独立性が強化され、当該組織の目的がスポーツ団体の存続の確保、公正なスポーツの尊重及び競技会に関する経済規制への寄与である点が法律に明記された。このほかに、スポーツイベントの入場チケットを違法に転売した者に15,000ユーロ以下の罰金刑を科すことや、賭博の対象となっているスポーツイベントについて、競技結果の操作を目的として贈収賄を行った者に対して5年以下の禁錮刑又は75,000ユーロ以下の罰金刑を科すことが規定された。(海外立法情報課・服部 有希)

【フランス】外国の医師等の雇用に関する特例措置の期限延長

EU 非加盟国において取得した免許を有する専門労働者のための医師、歯科医師、薬剤師及び助産師としての就職に関する 2012 年 2 月 1 日の法律第 2012-157 号が制定された。フランスにおいて医師、歯科医師、薬剤師及び助産師の職に就くには、EU 加盟国、欧州経済領域参加国及びスイスの免許も有効である。これ以外の国の免許を有する者の場合は、合格者数及び受験可能回数に上限がある専門知識試験への合格、フランス語の能力の証明書並びに一定期間のインターン経験が必要となる。ただし、医療現場の人材不足を補う特例措置として、これらの者を公共の保健衛生施設等において助手等の身分で雇用する制度が存在する（2006 年の法律第 2006-1640 号に基づく）。その雇用期間は、2011 年 12 月 31 日を期限として、前述の知識試験の受験資格が失われるまでであったが、今回の法律は、この期限を 2016 年 12 月 31 日まで延長するものであり、この特例措置の対象者は、2016 年末まで毎年行われる専門知識試験を受けることができる。（海外立法情報課・服部 有希）

【ドイツ】査証警告データベースを設置する法律

2013 年 7 月 1 日から、査証警告データベースを設置する法律（BGBl. I 2011 S.3037）が施行される。査証警告データベースは、査証の不正使用及び外国人の不法入国の防止を目的として、連邦行政庁に設置される。滞在法や不法就労対策法、麻薬法の規定による犯罪、刑法上の犯罪（人身取引や児童取引）を理由として刑を言い渡された者のほか、査証の手続において虚偽の記載を行った申請者、招聘者等が登録される。これにより、大使館等の査証発給官庁は、必要に応じて連邦行政庁からデータの送付を受け、迅速な審査を行うことができるようになる。この法律の制定と同時に、国際的なテロ組織の関係者の入国を防ぐために、滞在法が改正された。連邦行政庁に特別の組織が設置され、査証申請者のデータとテロ対策のためのデータベースのデータを照合し、データが合致すれば、その旨が査証発給官庁に伝達されることが定められた（滞在法第 72a 条）。

（海外立法情報課・渡辺 富久子）

【ドイツ】連邦ホットライン「女性に対する暴力」を設置する法律

2011 年 5 月 11 日、欧州評議会の加盟国のうちドイツを含む 13 か国が女性に対する暴力及び家庭内暴力の予防及び対策のための協定を批准した。この協定第 24 条は、加盟国に対して、女性に対する暴力のための 24 時間無料のホットラインを設置することを義務づけている。また、ドイツで生活する女性のうち 40%が異性からの暴力を経験していることにかんがみ、連邦のホットライン「女性に対する暴力」を設置する法律が 2012 年 3 月 7 日に制定された（BGBl. 2012 I S.448）。このホットラインは、連邦家族・高齢者・女性・青少年省に設置される。暴力にさらされている女性や当該女性の状況を知った周囲の者は、ホットラインにおいて、24 時間無料で女性の専門家による相談を匿名で受けることができる。必要な場合には、地域の専門機関を紹介され、又は法律上の助言を受ける。トルコ語、ロシア語、英語の通訳のサービスも行われる。

（海外立法情報課・渡辺 富久子）

【ドイツ】労働市場への参加の機会を改善する法律

ドイツの2010年における失業者数は324万人であり、これは、1990年代前半と同等の低水準であった。労働市場政策をより効果的に行うために、2011年12月20日に、労働市場への参加の機会を改善する法律が制定され（BGBl. I 2011 S.2854）、同法により、社会法典第3編—雇用促進—が改正された。社会法典第3編は、積極的労働市場政策や失業手当について定める法律である。改正により、積極的労働市場政策に関する規定は、基本的な要件等に関する規定に限定され、各雇用エージェンシー（公共職業安定所に相当）の裁量の余地が大きくなった。また、若者が学校から勤労生活へ移行する準備を助成するための従来の時限的な措置が恒久的なものとなされ、民間の職業斡旋業者のサービスの質を確保するための規定が定められるなど、幅広い改正が行われた。この改正は、連邦雇用局の歳出を2012年に25億ユーロ、2013年以降毎年30億ユーロずつ削減することにも資するとされている。

（海外立法情報課・渡辺 富久子）

【スウェーデン】研究用その他の原子炉等の処分費用に関する2011年の法改正

スウェーデンでは、使用済核燃料を含めた放射性廃棄物の管理全般に充てる費用を確保するため、資金確保措置法及び同法施行規則で規定される核廃棄物基金が創設されている。核廃棄物基金は、原子力発電業者等が発電量に応じて拠出する。原子力発電業者以外の原子炉等施設の処分費用分も、核廃棄物基金への費用の積立てがなされるが、根拠法はスタズビッツ法及び同法施行規則である。同法は、2009年廃止予定だったが2011年10月の同法改正により、2017年末まで延長された（2011:1055）。また、同法では、原子力発電業者等が自身の発電費用に応じて基金に拠出すべき金額の算定や、関連情報の提出義務が定められている。今回の改正では、これらの義務の故意又は重大な過失による不履行、虚偽の情報の提示又は金額算定の誤り等がある場合、刑罰過料を科する規定が改正され、金額算定の誤りは処罰対象から外され、このような処罰に対する不服申立て及び上訴に関する規定も改正された。同法の対象となる施設も明確化され、整理された（2011:1054）。これらの改正は、2012年1月1日に施行された。

（海外立法情報課・井樋 三枝子）

【ロシア】同性愛の助長を禁止する条例

サンクトペテルブルグ市議会は2月、市条例「サンクトペテルブルグにおける行政的義務違反行為について」を改正し、未成年者がLGBT（レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー）としての性的アイデンティティを持つことを助長する行為を禁止するとの条文を盛り込んだ。これにより、同市で毎年行われてきたゲイ・パレードやその他の公共の場におけるゲイ・プライド運動は禁止され、違反した場合は個人に対して3,000-5,000ルーブル（約7200-1万2000円）、団体に対して最高50万ルーブル（約120万円）の罰金が科せられる。ほぼ同時期にコストロマ市でも罰金の最高額を5万ルーブルとする同様の条例が成立した。これ以前にも、リャザン州やアストラハン州で同種の条例が制定されている。モスクワでもゲイ・パレードを強行しようとした同性愛者団体を警官隊が拘束するなどの衝突も発生しているが、これは無届デモとして取り締まられたものであり、同市にはLGBTを取り締まる条例は存在していない。（海外立法情報課・小泉 悠）

【韓国】 難民法の制定

韓国は1992年、「難民の地位に関する条約」及び「難民の地位に関する議定書」に加入し、「出入国管理法」の規定により、難民認定手続を運用してきた。しかし、同条約への加入以降、2010年末現在の難民認定数の総計は222人に留まっている。2009年5月、手続の迅速性、透明性、公正性等の点で問題のある現制度を改善し、条約で保障された権利を享受できる環境を整えるため、「難民等の地位及び処遇に関する法律案」（後に「難民法案」に題名変更）が議員立法により発議され、2011年12月29日、国会本会議で可決された。難民認定申請の意思を有する外国人に対する出入国管理公務員の積極的支援、申請者が弁護士等の助力を受ける権利、申請者の面接時の通訳、申請者等の強制送還の禁止、不認定時の異議申立て、「再定着希望難民」（第三国定住）受入れ等が定められた。法務部長官は申請者に有利な資料も積極的に収集し、審査資料として活用しなければならない（6か月の範囲で延長可能）。難民認定者等に対する処遇も具体化された。（海外立法情報課・藤原 夏人）

【韓国】 家庭内暴力の通報で出動した警察官に現場調査権を付与

2011年7月25日の「家庭暴力犯罪の処罰等に関する特例法」の改正により、政府の「家庭暴力防止総合対策」における重要推進課題のうち、「緊急臨時措置」及び「被害者保護命令」が導入されたが、「被害者対面権」の導入は見送られた（藤原夏人「家庭内暴力及び児童虐待への対応を強化」『外国の立法』No.249-1, 2011.10.）。2012年2月1日、現場に出動した警察官に「被害者対面権」に相当する「現場調査権」を付与し、家庭内暴力への初期対応を強化するための「家庭暴力防止及び被害者保護等に関する法律一部改正法律」が公布された。同法は公布から3か月経過した日から施行される。法改正により、出動警察官は、行為者の意思にかかわらず、直接被害者の状況を確認するために、住居等に立ち入ることが可能となった。また、同年1月17日には「家庭暴力犯罪の処罰等に関する特例法一部改正法律」が公布・施行され、通報義務者の拡大、罰則の強化等が定められた。

（海外立法情報課・藤原 夏人）

【韓国】 海洋警備法の制定

近年、韓国では中国漁船による不法操業が大きな問題となるなど、海上警備の重要性が高まっているが、海洋警察庁の海上警備に関する規定は個別法に分散しており、活動範囲、手続等が不明確であった。これらを明確化し、法的根拠を整備することを目的として、2011年12月29日、韓国国会本会議において「海洋警備法案」が可決された。同法の制定により、海洋警察庁長による海上警備基本計画の策定、活動範囲（犯罪予防、汚染防止、資源保護、警護、対テロ、対スパイ、施設保護及び航行保護）、検問、追跡、拿捕、保護措置（警告、移動命令、解散命令等）等について定められた。武器使用の要件は、船舶の拿捕、犯人の逮捕、逃走防止、自己又は他人の生命及び身体に対する危害の防止並びに公務執行に対する抵抗の抑止と定められ、使用基準は「警察官職務執行法」の規定による。装備については、海上警備の特殊性にかんがみ、大統領令により、「警察官職務執行法」に規定されたもの以外の装備も使用することができる。（海外立法情報課・藤原 夏人）

【中国】公務員制限事項規定の施行

公務員に対する管理監督を強化し、公正な職務の執行を保証することを目的として、公務員制限事項（回避）規定（試行）が 2011 年 12 月 12 日に、中国共産党中央組織部と国務院の人的資源・社会保障部により公布、施行された。同規定では、公務員の制限事項として、就任の制限、地域の制限及び公務の制限をあげている。就任の制限とは、夫婦、直系親族、姻戚関係等にある者が同一の部門で同じ上司の下で働き、又は直接の上司と部下の関係となること等を避けることである。地域の制限とは、基本的に、生育地の市級の党委員会、政府、人民法院、人民検察院、公安部門等のトップへの就任を禁止するということである。公務の制限とは、試験採用、人事考査、会計監査等の職務については、本人や親族との利害関係がある場合にはその担当を禁止するということである。公務員は、これらに該当する場合は、自主的に申請しなければならず、その申請から審査、決定に至る手続及び規定に違反した場合の罰則等も定められている。（海外立法情報調査室・宮尾 恵美）

【中国】生活必需品市場供給应急管理弁法の制定

生活必需品市場供給应急管理弁法が 2011 年 12 月 12 日の公布を経て 2012 年 2 月 1 日に施行された（商務部令 2011 年第 4 号）。同弁法は、自然災害、事故等の突発事件による生活必需品市場の異常な変動を抑制し、住民の基本的な生活の需要に応じ、社会秩序を維持し、社会主義市場経済の健全で持続的な発展を促進することを目的とする。同弁法では、市場の異常な変動をその影響範囲により 4 等級に区分し、国務院の商務部及び県級以上の地方政府の商務主管部門が各応急対策計画を制定すること、定期的に市場調査を実施し、需要、供給能力、価格変動等の状況を把握すること、市場を監視することを定める。そのほか、異常な市場変動の発生時には報告、公表を行うこと、発生地 of 県級以上の商務主管部門は、流通業者に対する供給量拡大の要請、政府の備蓄物資の放出、緊急輸入、販売の制限、統一的な配給の実施、生活必需品や交通機関の接收等の措置をとることができること等を定める。（海外立法情報調査室・宮尾 恵美）

【台湾】兵役法の改正

兵役法の改正法が 2011 年 12 月 28 日に公布、施行された（総統華総一義字第 10000294221 号令）。現行の兵役制度では、男子は満 18 歳になった翌年の 1 月 1 日から満 36 歳になった年の 12 月 31 日までの間に 1 年間入隊し、又は代替役務として 1 年以上政府機関や公共サービス部門で仕事に従事することが義務付けられている。しかし、近年の少子化、兵器の高度化等を背景に、2015 年には志願兵制度に全面的に移行することが計画されている。2013 年以降は、1994 年 1 月 1 日以後に生まれた男子に対しては 1 年の兵役に替わり 4 か月の軍事訓練を実施し、それより以前に生まれた男子でまだ兵役に服していないものに対しては 1 年間の代替役務を実施し、代替役務の制度は 2020 年に終了する予定である。新法は、兵役の区分に軍事訓練を追加し、大学等での軍事訓練授業は 30 日までを軍事訓練期間に換算できること、志願兵が定員に満たない場合には、徴兵制を復活すること等を定めている。（海外立法情報調査室・宮尾 恵美）